

医療倫理小委員会で承認された治療法

当院の医療倫理小委員会にて、下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることは一切ございません。

この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	高濃度カリウム製剤による重症低カリウム血症の補正
対象者	循環器内科入院中で、低カリウム血症を呈した患者
承認日	2023年2月17日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服製剤困難な場合は注射製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/hrを超えない速度で使用することとされています。しかし、臨床現場においては輸液量をなるべく少なくする必要がある場合や急な補正が必要な場合は高濃度で使用する必要性があります。当院では、主にICUにおいて、心臓血管外科、循環器内科の医師に限って中心静脈ルートを用いた10mEq/100ml（10倍希釈）/2hrでの投与を認めております。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず心電図モニターを装着して使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用法へ移行します。</p>
お問い合わせ先	順天堂大学医学部附属順天堂医院 薬剤部 医薬品情報室 大代表 03-3813-3111